

2022 年度 GSK 医学教育事業助成

<目次>

◎ 募集要項

1. 目的
2. 応募の資格
3. 募集する医学教育事業
4. 募集対象外の医学教育事業
5. 助成金額
6. 応募方法
7. 応募期間
8. 助成期間および会計年度
9. 審査
10. 審査結果の通知と発表
11. 助成金給付契約の締結
12. 助成金の交付方法と期日
13. 助成金の使途
14. 教育コンテンツの外部公開
15. 採択された教育事業に関する報告および提出書類
16. 医学教育事業の会計報告
17. 情報公開の義務
18. その他
19. 作成・改訂履歴

◎ 医学教育事業助成の申請方法

1. 応募方法
2. 提出書類
3. 書類提出先
4. 応募締切日
5. 問い合わせ先
6. その他

グラクソ・スミスクライン株式会社

2022 年度 GSK 医学教育事業助成 募集要項

1. 目的

「GSK 医学教育事業助成」は、医学関係学会/医会が独立して企画・運営する医学教育事業を助成することで、医療関係者の知識・能力の向上を通じ、本邦における医療の質の向上に寄与する事を目的とする制度（以下、「本助成制度」）です。

2. 応募の資格

応募者は、以下を満たす医学関係学会/医会とします。

- (1) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件（別添 1 を参照）を満たす。
- (2) 全国組織で運営されており、学会/医会の本部が申請している[※]。
- (3) 申請は学会/医会内の理事会あるいは委員会の決議によって決定している。
- (4) 2022 年 1 月時点、1000 人以上の正会員を有する。

※：各地域でセミナー等を開催する場合、学会支部の管轄で行うことは可能ですが、内容、スケジュール、会計など必ず学会/医会本部あるいは事務局が管理してください。

3. 募集する医学教育事業

下記の条件を満たしている医学教育事業を助成対象とします。

- (1) 医療関係者を対象としていること。
医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等をいう。
- (2) 事業の必要性、目的、事業計画ならびに教育効果測定の具体的内容が明記され、一貫性および整合性が認められること。
- (3) 論文等で医学教育の課題として示されていること。
- (4) 事業内容は、医学教育に関わる一連のプログラムがひとつの事業として構成されていること。
- (5) 3 年以内の事業であること[※]。
- (6) 申請される事業は本助成制度に基づく助成金（以下、「本助成金」）および応募者の自己資金（比率は問わない）のみで実施されること。
なお、申請する医学教育によって申請者は利益を得てはならない。
- (7) 次に示す疾患領域に関する医学教育事業であること。

呼吸器 / リウマチ・膠原病 / 腎臓病 / リハビリテーション / がん領域 / ウイルス感染症 / ワクチン・予防接種

※：複数年事業を計画する場合であっても、助成金給付契約は単年度ごとの契約とします。助成事業の採択が決定された場合であっても、単年度ごとに審査が行われます。申請する全ての年度について助成することを約束するものではありません（留意事項参照）。

4. 募集対象外の医学教育事業

- (1) 日本国内で行われない医学教育事業
- (2) すでに実施済みの医学教育事業、もしくは公募時点で進行中の医学教育事業
- (3) 本部または支部で定期的に開催している講演会、研究会の一つとして開催する教育事業
例) 第〇〇回 △△県××科 □□セミナー
- (4) 学会総会等のプログラムとして企画された医学教育事業
例) 第〇〇回 日本△△学会総会 □□セミナー

5. 助成金額

- (1) 年間、最大 500 万円を上限とします。
- (2) 年間の助成金額は申請する学会/医会の前年度収入の 25%を超えることはできません。

6. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、提出書類（別添「医学教育事業助成の申請方法」を参照）とともに応募してください。なお、申請書に記載されている内容のみで審査されますので、内容は具体的かつ詳細にご記載ください。

申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準、留意事項を送付いたしますので、事務局までメールにてご連絡ください。なお、同一年度に、同一の学会/医会から複数の医学教育事業を応募することはできません。

7. 応募期間

2022年5月16日（月）～2022年7月22日（金）

8. 助成期間および会計年度

1年間の医学教育事業に対し、採択された実施計画に応じた助成金の拠出を行います。

ただし、教育事業年度および会計年度を1月-12月とし、2023年1月を開始月といたします。

なお、助成期間の延長や予算の繰り越しをお受けすることはできません。

9. 審査

助成事業の採択は、GSKにて競争的に審査され、決定されます。

提出していただいた資料をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。

また、応募された事業の件数、申請金額の規模、審査の結果により、助成されないことがあります。

- (1) 医学教育事業の必要性および目的^{※1, 2}
- (2) 医学教育事業の計画、実施方法、対象者およびスケジュール^{※2, 3}
- (3) 医学教育事業の効果測定方法^{※3}
- (4) 医学教育事業の周知および成果の共有方法
- (5) 医学教育事業助成終了後に教育を定着させるための計画^{※4}
- (6) 予算の妥当性^{※5}
- (7) 募集要項の規定の遵守
- (8) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件
- (9) 利益相反
 - ・当該団体の役員が弊社の定義する「ガバメント・オフィシャルズ」（別紙 2 を参照）に該当する人が含まれる等弊社との利益相反状況^{※6}
 - ・当該団体の役員および事務局員と購買する組織または業者等との間に生じる利益相反状況（「13. 助成金の使途（7）,（8）」参照）

※1：申請する医学教育事業の必要性を示す文献等のエビデンスを提出してください。

※2：複数年事業を計画される場合は、申請する事業に複数年要する理由を記載してください。

※3：医学教育事業の計画、実施方法、効果測定方法については生涯教育プログラムレベル（別紙 3 を参照）の Level 3 以上を満たす内容となるようにご検討ください。

※4：助成された医学教育事業終了後に、教育事業を自己資金でどのように運用するのか計画を記載してください。

※5：申請する医学教育事業の予算の妥当性を示す見積書を提出してください。提出いただく予算計画書にて、見積書および市場適正価格を照らし合わせ、予算の妥当性を判断いたします。

※6：利益相反が生じる可能性がある場合は、審査に先立ち、必要措置を講ずることに同意していただきます。

10. 審査結果の通知と発表

2022年11月末までに、応募申請書に記載されている学会/医会代表者宛てに審査結果を郵送で通知いたします。

また、助成事業は申請書より抜粋し、弊社ホームページで公表させていただきます。

11. 助成金給付契約の締結

審査結果の通知後、グラクソ・スミスクライン株式会社と応募者間で医学教育事業助成金給付契約を締結していただきます。この契約は募集要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が助成金交付の必須条件となります。

12. 助成金の交付方法と期日

本助成金の会計年度は1月-12月とさせていただきます。当該学会/医会が指定する口座に初年度の助成金を、2023年1月末までに振り込みます。

13. 助成金の使途

- (1) 応募申請書ならびに予算計画書に従い、本医学教育事業のためのみに使用することとします。
- (2) 申請された教育事業は原則として変更することはできず、生じた残金を返却していただきます。ただし、やむを得ない事情により変更を余儀なくされる場合は速やかに使途変更願とともに、予算変更の根拠となる各資料を本医学教育事業助成の事務局に提出してください。教育事業内容を変更する場合は教育の目的が同一であること、対象者の規模が減じないことにご留意ください。ご連絡いただいた内容について審査し、結果をご連絡いたします。なお審査により、変更が認められないことがあります。
- (3) 会計年度毎に会計報告を行い、助成金を使用しなかった、または残金が発生した場合は返却していただきます（「8. 助成期間および会計年度」参照）。
- (4) 座長や演者等の役割者を除く一般参加者の食費・交通費・宿泊費等の個人費用に本助成金を使用することはできません。なお、医学教育事業本会の運営により一般的な食事時間帯を拘束する場合に限り、座長や演者等の役割者への飲食提供は可能としますが、酒類を含む飲食は使途として認められません。
- (5) 懇親会費に本助成金を使用することはできません。
- (6) 講演会、研修会、実技セミナー等の会合およびその開催方法は参加者が集まる目的に照らして適切な場所および適切な方法で開催してください。特に、会合場所が観光地、観光施設等であったり、会合のスケジュールが観光主体となるなど、会合の目的を逸脱しないでください。
- (7) 学会事務局を外部委託している場合は、本助成金を該当の外部委託組織への支払いに使用することはできません。
- (8) 申請する学会/医会の理事、医学教育委員および事務局員が別に所属する組織または業者等への支払いに使用することはできません。
- (9) その他、この助成金により使用できない経費は以下の通りです。
 - ・申請された医学教育事業に直接関係があると認められないもの
 - ・施設等の建築費および修繕費（増改築を含む）
 - ・恒常的に使用する取得価格 50 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の什器備品
 - ・通常備えるべき什器（机・椅子等）
 - ・電子機器にかかる回線費用
 - ・PC、タブレット端末等の電子機器類および周辺機器にかかる費用
 - ・学会ホームページおよびサーバー等管理費
 - ・学会会員管理システム費
 - ・Web 会議システム費
 - ・常勤または非常勤の職員の人件費
 - ・学会事務局員の旅費、宿泊費等
 - ・学会費、学会参加費

14. 教育コンテンツの外部公開

教育事業の中で Web ベースのコンテンツ(e-learning、講演のストリーミング配信、教育スライドなどのデジタル化された教材等)を作成した場合、助成事業の趣旨を考慮して、学会に所属しない医療関係者が広く利用できるようにご検討ください。

なお、閲覧・利用可能な内容、利用条件については必ずしも学会員と非学会員を同一にする必要はありません。

15. 採択された教育事業に関する報告および提出書類

下記書類を本医学教育事業助成の事務局宛に提出してください。

(1) 助成金給付申込書

採択後、助成金額を確認いただき、2022年12月末までに提出してください。

(2) 医学教育事業進捗報告書

3月末、および9月末までに医学教育事業進捗報告書を提出してください。

(3) 医学教育事業予算進捗報告書

9月末までに予算執行の進捗状況と予定を報告する医学教育事業予算進捗報告書を提出してください。

(4) 医学教育事業会計報告書および証憑の写し

年度終了翌年の3月末までに、医学教育事業会計報告書および証憑の写しを提出してください。

(5) 医学教育事業報告書

年度終了翌年の3月末までに事業報告書を提出してください。

なお、医学教育事業報告書はGSKのホームページ上で公開させていただきます。

(6) 学会内の報告

教育事業の成果を広く共有するため、教育事業実施後1年以内に学会誌で報告し、該当の学会誌を提出してください。学会誌を発刊していない場合は、各学会/医会の学術講演会等で成果報告会を実施し、そのプログラムあるいは抄録を提出してください。

16. 医学教育事業の会計報告

(1) 本助成金の支出報告として、助成年度の翌年3月末までに医学教育事業会計報告書（証憑の写しを添付）を本医学教育事業助成の事務局にご提出ください。

(2) 該当のプログラム開催日およびプログラム名、購入日、購入物品名（型番）、数量、金額、購入先（謝礼の場合は、支払い先）等の詳細をご記載いただくことをお願いいたします。また、要請があった場合は再提出をお願いいたします。

(3) 会計報告は、GSKの社内会計監査の対象となります。報告の際に証憑の原本は添付不要ですが、監査等で確認をすることがありますので、税法上必要とされている期間は保管くださいますようお願いいたします。

(4) 残金が生じた場合は2024年6月末までに返金いただきます。

17. 情報公開の義務

- (1) 本助成制度および採択された医学教育事業に関しては「グラクソ・スミスクライン株式会社 医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針」に則り、弊社ホームページおよび社外向けパンフレット等で情報公開させていただきます。
- (2) 当該学会/医会のホームページなどで、当該事業の概要を公表いただき、「「GSK 医学教育事業助成」による事業であり、GSK は本医学教育の内容、演者または聴衆の選定には関与しておりません。」ことを明記ください。また、弊社ホームページ上で当該事業内容の概要を申請書より抜粋し、公開させていただきます。
- (3) 当該学会/医会で定める利益相反のルールに従って、当該事業が「GSK 医学教育事業助成」による事業である”ことを参加者にお知らせください。

18. その他

- (1) 本医学教育事業助成の事務局が本助成に関して取得する個人情報は、審査作業に関連する業務の目的のみに利用し、必要な範囲に限定して適切に取り扱います。
当社プライバシーポリシーは、次のウェブサイトからご確認ください。
<https://jp.gsk.com/ja-jp/privacy-policy/>
- (2) 本募集要項または医学教育事業助成金給付契約に違反し、もしくは助成対象の団体として相応しくない行為があったときは、助成を取りやめ、本助成金の返還を求めることがあります。

19. 作成・改訂履歴

2022年4月作成

以上

別紙

医学教育事業助成の申請方法

申請に際しては「募集要項」を熟読の上、以下の事項に従ってください。

1. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、応募してください。

申請書に記載されている内容のみで審査されますので、内容は具体的かつ詳細にご記載ください。

申請をご検討の場合は、GSK 医学教育事業助成事務局にメールにてお問い合わせください。

申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準、留意事項を送付いたします。

2. 提出書類

以下①～⑨の書類をご提出ください。提出後の書類の差替えは認められませんのでご注意ください。

- ① 2022 年度 GSK 医学教育事業助成 申請書：申請者印、学会/医会代表者印 必須
- ② 2022 年度 GSK 医学教育事業助成 予算計画書
- ③ 申請する医学教育事業の必要性を示す文献等
- ④ 収支予算書
- ⑤ 前年度の収支決算書および事業報告書
- ⑥ 定款または会則
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 確認書（GSK 医学教育事業助成）：学会/医会代表者 自筆署名 必須
- ⑨ 振込口座

提出書類のうち、「① 2022 年度 GSK 医学教育事業助成 申請書」、「② 2022 年度 GSK 医学教育事業助成 予算計画書」、「⑧確認書（GSK 医学教育事業助成）」のテンプレートをお送りいたします。

3. 書類提出先

件名を「2022 年度 GSK 医学教育事業助成 申請」としていただき、GSK 医学教育事業助成事務局宛てにメールにてご提出ください。受領した際は必ず事務局より、その旨をご連絡いたします。

なお、提出後の書類の差替えは認められませんのでご注意ください。

グラクソ・スミスクライン株式会社
GSK 医学教育事業助成事務局
メールアドレス：jp.gsk-ime@gsk.com

4. 応募締切日

2022 年 7 月 22 日（金）必着

5. 問い合わせ先

本募集要項等に関するお問い合わせは、下記メールアドレスへ直接ご連絡ください。

注) 電話でのお問い合わせは受け付けておりませんので必ずメールでお願いいたします。

グラクソ・スミスクライン株式会社
GSK 医学教育事業助成事務局
メールアドレス：jp.gsk-ime@gsk.com

なお、弊社の営業部門に所属する社員は、利益相反の観点から本医学教育事業助成に関するお問い合わせを受けることはできません。

6. その他

① 事業成果を外部に発表される場合は、以下の助成である旨ご記載ください。

「2022 年度 GSK 医学教育事業助成」

② 審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。

以上

◎申請内容の秘密保持

医学教育事業助成に関する業務にあたる GSK 社員は、「GSK 情報を保護するための手順」に従い、申請内容に関する秘密保持の義務を持ちます。

◎個人情報に関する取り扱い

ご入力・ご記入いただいた個人情報は、医学教育事業助成に関する業務に利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、当社プライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。

当社プライバシーポリシーは、次のウェブサイトからご確認ください。

<https://jp.gsk.com/jp/privacy-policy/>

別添 1 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件

- A)異なる医療機関等に所属する多数の医療担当者等の組織、あるいは主として医療担当者等以外の組織に医療担当者が関与している場合であって、単に親睦や娯楽を目的とする組織ではなく他の明確な目的を有した組織であること
- B)会則等の組織規定、総会等の意思決定機関を持ち、会長、代表幹事等の代表者の定めがあること
- C)独立会計を行っていること（会費の徴収等）
- D)明確な事業計画を有し、定例的に事業目的に則った活動が行われること
- E)医療担当者等の所属する医療機関等の通常の医療業務や医療機関等の広告・宣伝、受診勧誘を目的とする組織でないこと
- F)医療機関等が所属する医療担当者等のための研修と同様の内容を行う組織でないこと
- G)参加医療担当者等の医学的知識・医療技術・その他の関連知識等の習得・向上の共同研修を主目的とする組織でないこと

別添2 ガバメント・オフィシャルズの定義

ここでの「政府」は、地方、地域、国、行政、立法、執行、司法、皇室、王室など、あらゆるレベルと下位区分の政府を意味します。ガバメント・オフィシャルズは広い意味で次のように定義されます。

- 政府、または行政府、官庁、または政府機関（公営企業、および国が所有または管理する組織を含む）の官僚または従業員
- 公的な国際組織（世界銀行や国連など）の職員または従業員
- 政党の職員または従業員、あるいは公職の候補者
- 適用される法律（贈収賄防止法を含む）に基づき政府または公職として定義され、上記のいずれにも該当しない者
- 上記のいずれかの者のため、または代理で公的な立場で活動する者

ガバメント・オフィシャルズの定義には、GSK のビジネスに影響する公的な決定権を持つ、または決定に影響を及ぼす立場にある（そのように見なされる可能性のある）ガバメント・オフィシャルズを親族に持つ人物も含まれます。

別添 3 生涯教育プログラムレベル

Level 1 参加記録

Level 2 参加者の満足度調査

Level 3 知識の獲得（前後テスト、自己報告）

Level 4 パフォーマンスの向上（実技評価、具体的な要改善点の自己報告）

Level 5 日常の診療におけるパフォーマンスの向上（観察記録、カルテチェック、パフォーマンスの自己記録）

Level 6 患者の健康状態の向上（カルテチェック、患者の自己記録のチェック）

Level 7 地域全体の健康状態の向上（疫学的調査、地域の患者調査）

引用文献

DONALD E. MOORE, JR., PHD; JOSEPH S. GREEN, PHD; HARRY A. GALLIS, MD Achieving Desired Results and Improved Outcomes: Integrating Planning and Assessment Throughout Learning Activities. JOURNAL OF CONTINUING EDUCATION IN THE HEALTH PROFESSIONS, 29(1):1–15, 2009.